

《問い合わせ先》

共通 03-3591-6361 (代表)

警備救難部救難課《人身事故担当》

海浜事故対策官 今井 (内線: 5902)

03-3581-2828 (夜間直通)

交通部安全課《船舶事故担当》

課長補佐 本田 (内線: 6302)

03-3591-2776 (夜間直通)



平成24年6月27日

海上保安庁

夏季におけるマリレジャー安全推進活動の実施について

海上保安庁では、例年マリレジャーに伴う事故が増加する7～8月を夏季安全推進活動期間としており、本年もマリレジャーに伴う事故の未然防止及び死者・行方不明者の減少を目的として、下記のとおりマリレジャー安全推進活動に取り組むこととしています。

記

1 夏季安全推進活動期間

7月1日(日)から8月31日(金)の2ヶ月間

2 重点実施事項

(1) プレジャーボート等の船舶事故対策

昨年の同期間における船舶事故のうち、最も事故隻数の多いプレジャーボート等について、レジャースポットやマリーナの巡回による安全指導及び海難防止講習会の開催等による海難防止思想の普及、並びに「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「118番の有効活用」の自己救命策3つの基本の周知・啓発を図るとともに、特に次の事項に重点をおいて関係機関等と連携して対策に取り組めます。

基本的遵守事項に対する指導

昨年発生したプレジャーボート等の事故原因の約8割が人為的要因であり、船体機器整備不良、見張り不十分、機関取扱不良の順で上位を占めています。

これらの対策として、発航前点検や日常のメンテナンスの適切な実施、常時適切な見張りの励行等の基本的遵守事項についての指導を行います。

ミニボートに対する安全指導

ミニボートは船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要であり、その手軽さから近年急速に普及しています。

しかし、海や船に不慣れな人でも容易に利用できることから、ミニボートによる船舶事故が増加傾向にあるため、基本的な海上交通ルール・マナーや転覆防止の注意事項についての指導を行います。

遊漁船等の事業者に対する安全対策

多数の利用者が乗船する遊漁船、ダイビング船等は、一度海難が発生すると多くの死傷者が発生するおそれがあります。

このため、これらマリンレジャー活動船舶の運航者に対し、常時見張りの励行、気象・海象の早期把握などの安全運航に関する事項、運航管理規定の遵守、乗船者に対する自己救命策の確保についての指導を行います。

(2) マリンレジャー海浜事故対策

夏季はマリンレジャーに関する活動が活発化し、マリンレジャーに伴う海浜事故が増加することから、レジャースポットやマリンレジャー関連施設等での周知・啓発活動や安全講習会等において、事故防止意識の向上を図ります。

また、警察・消防等関係機関と連携のうえ、港湾・海水浴場等の管理者である地方公共団体等に対し、安全対策を講じるよう働きかけるとともに、地域関係者や関係団体による安全対策会議の開催や合同パトロール等の安全対策活動についても働きかけていきます。

遊泳中の事故対策

遊泳中の事故では、若年齢層の事故者数が事故者全体の約3割を占めていることから、離岸流（岸から沖へ発生する、潮の流れ。）に対する知識、溺水時のペットボトル等の身の回り品を使用した救助方法等について、周知・啓発を行います。

また、若年齢層に対する指導については、より効率・効果的なものとなるよう教育機関と連携のうえ、可能な限り教師や保護者を通じた事故防止意識の向上を図ります。

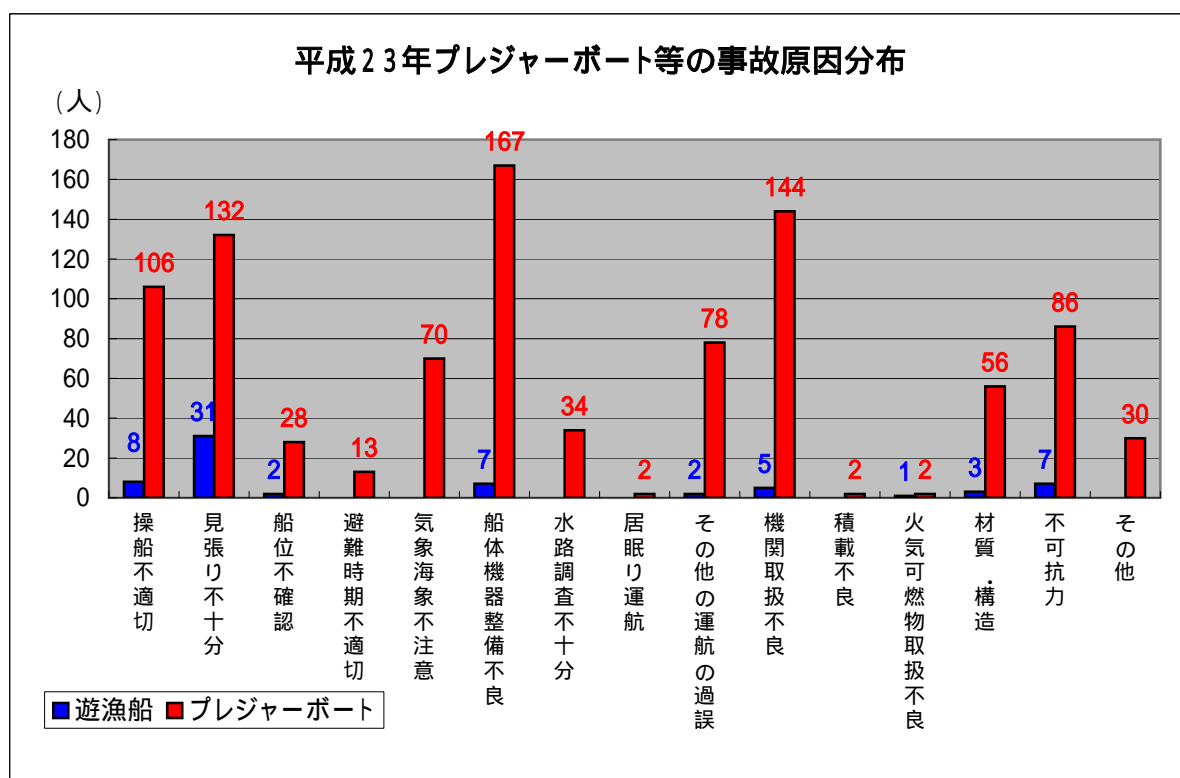
釣り中の海中転落事故対策

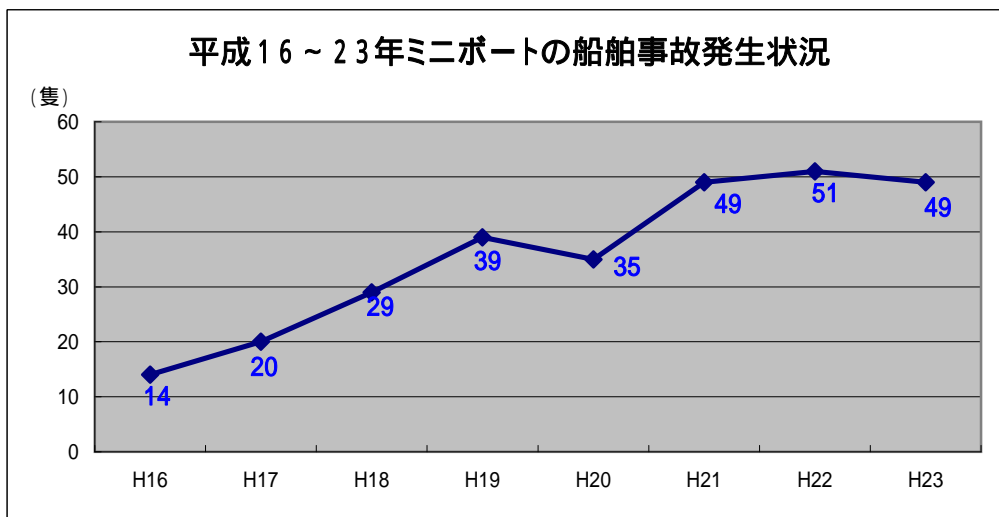
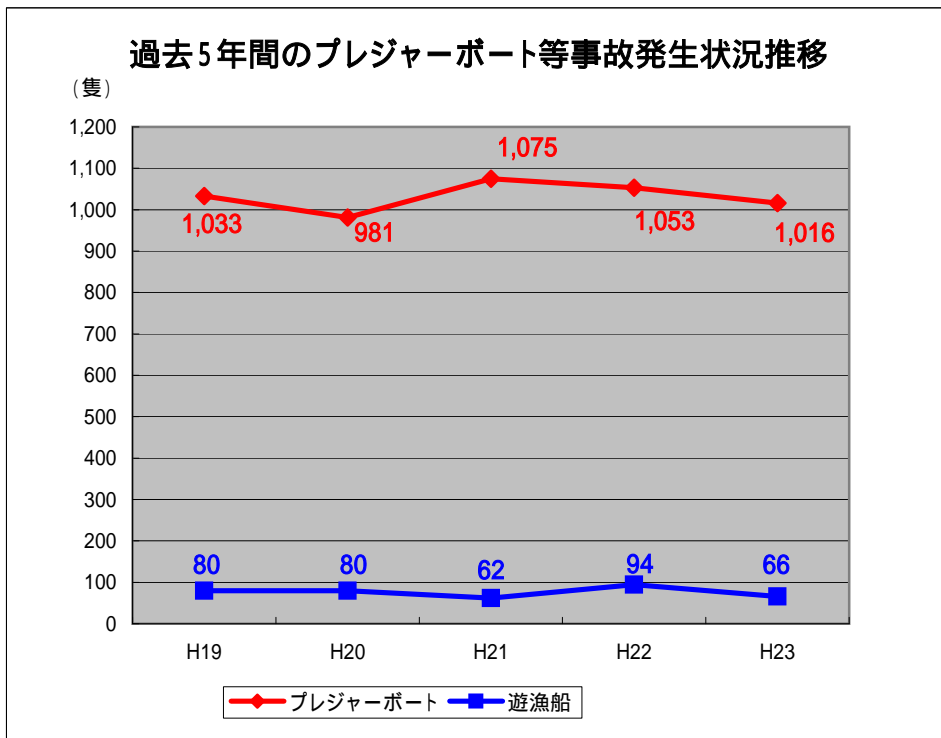
過去10年間における釣り中の海中転落者のライフジャケット着用率は、約2割と低い水準で推移していることから、ライフジャケットの着用に重点をおいた自己救命策の確保、気象・海象の早期把握、事故発生時の迅速な救助活動を可能とするための複数名行動の励行等について周知・啓発を行います。

平成23年夏季安全推進活動期間(7/1～8/31)に発生した船舶事故

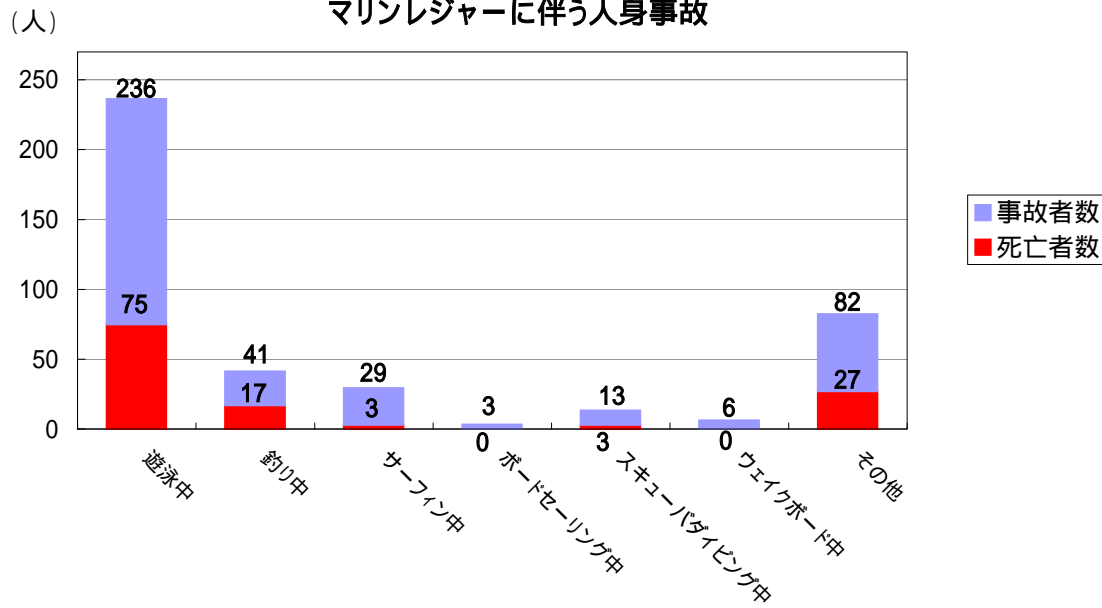
	衝突	乗揚	転覆	浸水	推進器障害	舵障害	機関故障	火災	行方不明	運航障害	安全障害	その他	合計
貨物船	25	6					10	2		1	1	1	46
タンカー	5	2					2						9
漁船	33	14	12	7	13	1	13	10		17		9	129
プレジャーボート等	56	31	11	8	34		71	3	1	65	13	20	313
その他	14	2	2	1	6		3			3	4		35
合計	133	55	25	16	53	1	99	15	1	86	18	30	532

「プレジャーボート等」とはプレジャーボート(モーターボート、ヨット、水上バイク等)及び遊漁船をいう。

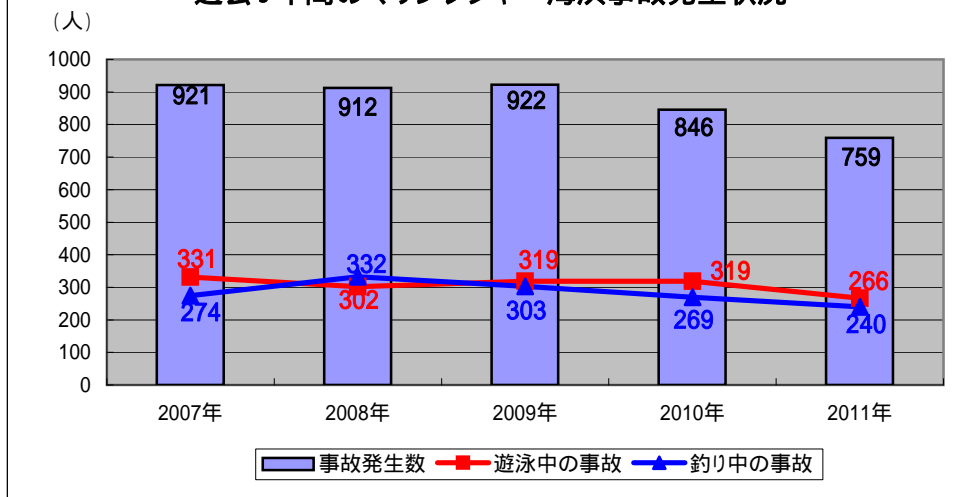




平成23年夏季安全推進活動期間(7/1~8/31)に発生した
マリレジャーに伴う人身事故



過去5年間のマリレジャー海浜事故発生状況



平成23年月別マリレジャー事故発生状況

